

## 社会福祉法人まつら会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成26年規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人まつら会（以下「法人」という。）の役員等の報酬等について別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 役員等が理事会又は評議員会（以下「理事会等」という。）に出席したときは、次の報酬額を支給する。

日額 10,000円

(役員等の勤務に対する報酬等)

第4条 役員等が理事会等以外の日において、法人の業務を行った場合は、次の報酬額を支給する。

日額 10,000円

2 役員等が同日に第3条の会議又は前項の業務に複数回出席又は従事した場合の報酬額は、同日の最初に出席又は従事した1回のみ算定する。

(費用弁償)

第5条 理事会等への参加又は他の業務へ従事するための交通費として、1回につき1,000円を費用弁償として支給する。

(適用除外)

第6条 法人の職員を兼務する役員等は、これらの規定を適用しない。

附 則

この規程は、平成26年9月11日から施行し、平成26年7月17日以降に役員等が行った法人の業務について適用する。

附 則

この規程は、平成29年12月21日から施行し、平成29年6月16日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年6月20日から施行する。